

「トップアスリート強化支援事業補助金交付要綱」の補助対象経費について

トップアスリート強化支援事業補助金交付要綱の補助対象経費については、以下の表のとおりとする。

区分	事業費	事業費内訳（例示）
旅費	宿泊費	ホテル代、ホテルでの駐車料金等
	交通費	航空券代、JR代、バス代、高速料金、駐車料金、レンタカー代、燃料代、タクシー代等
役務費	治療費	施術代、コンディショニング代等
	指導費	コーチング代等
	通信運搬費	郵便代、運搬代等
	保険料	海外遠征に係る保険料等
	手数料	各種手数料、エントリー費等
修繕費		競技を行う上で直接必要となる競技用具等の修繕料
委託料		競技を行う上で必要となる委託業務に係る経費等
使用料及び賃借料	施設使用料	ジム使用料、競技場（体育館、プール含む）使用料
	賃借料	競技用具レンタル代等
競技用具購入費（1選手あたり上限20万円とする※注）	競技を行う上で直接必要となる競技用具	<p>【対象となる用具】</p> シューズ、スパイク、グローブ、水着、ラケット、競技用車椅子等 <p>【対象外の用具】</p> トレーニング用具、ケア用具、ウェア、リュック類、ネックレス類、サングラス、電子機器（タブレット）等、寝具等
報償費		指導者等への謝礼金等

注）競技用具購入費の上限額は、オリ・パラトップアスリート支援事業のみ適用とする。